

○伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金交付要綱

平成31年3月14日

要綱第5号

改正 令和2年4月1日

要綱第18号

改正 令和3年3月30日

要綱第6号

改正 令和4年3月7日

要綱第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進と、町内経済の活性化を図るため、住宅用省エネルギー設備（以下「住宅用省エネ設備」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において、奨励金を交付するための必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「住宅用省エネ設備」とは、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）、定置用リチウムイオン蓄電池システム、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）、グリーンカーテン及び高断熱窓をいう。
- (2) 「ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）」とは、家庭の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの見える化を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図る設備をいう。
- (3) 「定置用リチウムイオン蓄電池システム」とは、再生可能エネルギー等により発電した電力を利用して、繰り返し電気を蓄え、必要

に応じて電気を活用できる設備であって、リチウムイオン蓄電池に加え、インバータ等の電力変換装置を備え、設備として一体的に構成され、屋外又は屋内に固定されているものをいう。

(4) 「家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）」とは、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用する設備をいう。

(5) グリーンカーテンとは、つる性植物又は多年草を建物の壁面にネット等を用いて這わせるものをいう。

(6) 「高断熱窓」とは、断熱性の高いガラスを建物の一部又は全体に使用した窓をいう。

(交付対象設備)

第3条 奨励金の交付の対象となる住宅用省エネ設備（以下「奨励金対象設備」という。）は、次の各号に掲げる設備（未使用品であって、既存住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）に新たに設置する設備に限る。）であって、当該各号に定める要件を備えているものでなければならない。

(1) ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS） 一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものであること。

(2) 定置用リチウムイオン蓄電池システム 一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているものであること。

(3) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム） 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）の指定を受けたものであること。

(4) グリーンカーテン 次条第1項第1号に規定する交付対象者の住宅の壁面に設置したものであること。

(5) 高断熱窓 環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム支援事業に限る。)において、補助対象となる製品として登録されている窓及びガラスであること。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付の対象となる者は、町内に住所を有する者で、次に掲げる全ての要件を備えているものでなければならない。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 自己が所有する既存住宅に居住し、住宅用省エネ設備を設置する者であること。

イ 自己が所有しない既存住宅に住宅用省エネ設備を設置する者であって、当該住宅の所有者の承諾を得ていること。

(2) 申請時に町税等を滞納していないこと。

(3) 次のいずれかに該当し、奨励金を受けようとする年度の3月10日までに第6条の交付申請ができること。

ア 第3条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる奨励金対象設備について、奨励金を受けようとする年度の4月1日以降に設置業者と契約の締結ができること。

イ 第3条第4号に掲げる奨励金対象設備について、奨励金を受けようとする年度の4月1日以降に購入ができること。

(奨励金の額等)

第5条 奨励金は、伊奈町商工会(以下「商工会」という。)が発行する伊奈町内共通お買い物券(以下「お買い物券」という。)により交付するものとする。この場合において、お買い物券の発行に係る規定は、商工会の定めるところによる。

2 交付するお買物券の額は、次の各号に掲げる奨励金対象設備の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

(1) 第3条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる奨励金対象設備 1万円

(2) 第3条第4号に掲げる奨励金対象設備 5,000円又は購入及び設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のうちいずれか少ない額

3 お買物券を交付する回数は、次の各号に掲げる奨励金対象設備の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める回数とする。

(1) 第3条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる奨励金対象設備 一の既存住宅につき種類ごとに1回限り

(2) 第3条第4号に掲げる奨励金対象設備 3年度につき1回

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 第3条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる奨励金対象設備を設置する場合 設置経費の内訳が記載されている工事請負契約書の写し

イ 第3条第4号に掲げる奨励金対象設備を設置する場合 購入及び設置経費の内訳が記載されている書類の写し

(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類（前号の書類で内容が確認できる場合は除く。）

ア 第3条第1号から第3号までに掲げる奨励金対象設備を設置する場合 奨励金対象設備の仕様及び規格が確認できる書類の写し

イ 第3条第4号に掲げる奨励金対象設備を設置する場合 植物の種

類が確認できる書類の写し

ウ 第3条第5号に掲げる奨励金対象設備を設置する場合 窓やガラスの形状、規格、性能等が確認できる書類の写し及び窓の出荷証明書類又は納品書の写し（製造者名、型式等が確認できるもの）

(3) 奨励金対象設備の設置後の写真及び設置位置が確認できる図面

(4) 奨励金対象設備の設置に係る領収書の写し又はこれに準ずる書類の写し

(5) 住宅の位置図

(6) 納税状況等確同意書（第2号様式）

(7) 第4条第1項第1号イに該当する場合にあっては、住宅用省エネルギー設備設置承諾書（第3号様式）

(8) その他町長が必要と認める書類

（奨励金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査のうえ交付の可否を決定し、伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金交付決定通知書（第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）又は伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金不交付決定通知書（第5号様式）により、奨励金の交付申請をした者に通知するものとする。

（奨励金の交付等）

第8条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、指定された日までに商工会に交付決定通知書を提出し、お買い物券を請求するものとする。

2 商工会は、前項の請求があったときは、交付決定者にお買い物券を交付するものとする。

3 交付決定者は、前項の規定によりお買い物券を受領したときは、伊奈

町内共通お買い物券受領書（第6号様式。以下「受領書」という。）を商工会に提出するものとする。

（奨励金の請求等）

第9条 前条第3項の規定により受領書を受領した商工会は、伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金請求書（第7号様式）に受領書を添付し、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、奨励金の代金を支払うものとする。

（奨励金の返還）

第10条 町長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたことが判明した時には、交付決定を取り消し、既に交付した奨励金について、その全部又は一部を返還させることができる。

（維持管理）

第11条 奨励金の交付を受けた者は、住宅用省エネ設備を常に良好な状態に維持管理するように努めなければならない。

（報告）

第12条 町長は、事業の実施に関し必要があると認めるときは、奨励金の交付を受けた者に対し、必要な報告を求めることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（伊奈町住宅用太陽光発電システム設置費奨励金交付要綱の廃止）

2 伊奈町住宅用太陽光発電システム設置費奨励金交付要綱（平成24年

要綱第11号)は、廃止する。

附 則 (令和2年要綱第18号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年要綱第6号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年要綱第41号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和 年要綱第 号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金交付申請書

年 月 日

(宛先)

伊奈町長

住所

申請者 氏名

電話

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 設置場所

2 設置完了年月日 年 月 日

3 設置する住宅用省エネ設備の種類

(選択欄の□に✓をつけてください。)

ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS)

定置用リチウムイオン蓄電池システム

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)

グリーンカーテン

高断熱窓

4 奨励金交付申請額 円

第2号様式（第6条関係）

納税状況等確認同意書

年 月 日

（宛先）

伊奈町長

住所

申請者 氏名

電話

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金の審査にあたり、住所及び町税の納税状況等を確認することに同意します。

第3号様式（第6条関係）

住宅用省エネルギー設備設置承諾書

年 月 日

(宛先)

伊奈町長

承諾者（既存住宅の所有者）

住所

氏名

電話

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

私の所有する下記の既存住宅について、下記の者が奨励金対象設備を設置することを承諾します。

記

設置する場所_____

(既存住宅の場所)

設置者の住所_____

(奨励金を受けようとする者の住所)

設置者の氏名_____

(奨励金を受けようとする者の氏名)

第4号様式（第7条関係）

伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金交付決定通知書

発第 号
年 月 日

様

伊奈町長

印

年 月 日付で申請のあった伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金の交付申請について、下記のとおり決定したので、伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付決定金額 伊奈町内共通お買い物券 円

第5号様式（第7条関係）

伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金不交付決定通知書

発第 号
年 月 日

様

伊奈町長 印

年 月 日付で申請のあった伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金の交付申請について、下記のとおり決定したので、伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 決定内容 不交付
- 2 不交付とする理由

第6号様式（第8条関係）

伊奈町内共通お買い物券受領書

伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金の交付決定により支給される「伊奈町内共通お買い物券」について、下記のとおり受領しました。

記

伊奈町内共通お買い物券 円

年 月 日

住所
受領者
氏名

第7号様式（第9条関係）

伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金交付請求書

年 月 日

(宛先)

伊奈町長

伊奈町商工会長

伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金について、伊奈町住宅用省エネルギー設備設置費奨励金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	円	
振込先	信用金庫 銀行 農協	本・支店
口座番号	当座 普通	
フリガナ		
口座名義		

第 1 号様式 (第 6 条関係)

第 2 号様式 (第 6 条関係)

第 3 号様式 (第 6 条関係)

第 4 号様式 (第 7 条関係)

第 5 号様式 (第 7 条関係)

第 6 号様式 (第 8 条関係)

第 7 号様式 (第 9 条関係)